

Community Song

コミュニティ・ソング【2】

地元の歌をご存じですか？

加藤 良一

令和4年9月14日

コミュニティ・ソング【1】で「母校の校歌をうたえますか？」と題して、法令で制定を義務付けられていないにもかかわらず「校歌」はこの学校にもあることについて書きました。そこで、今回の話題はみなさんの地元の歌、都道府県歌についてです。

コミュニティ“community”とは、日本ではすでに外来語として定着していますので、とくに説明の必要もないと思いますが、英語で「共同体」や「地域社会」を意味します。居住地域を同じくし、利害をともにする共同体であり、町村・都市・地方など、あるいは風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体のことです。また、目的や趣向を同じくする人々の集団をも指します。

❖ 案外知られていない都道府県民歌

都道府県民歌は現在、一部の府県を除く44の都道府県で公式に制定されており、都道府県庁の始業や終業を知らせる庁内放送、電話の保留音や着メロに使われているケースもあります。ところが、ふだん住民がそれを耳にする機会が少なく、あまり知られていないことも多いようです。

たとえば、筆者は埼玉にすでに半世紀ほど住んでいますが、一度も埼玉県民歌を聞いたことがありませんでした。たまたまこの記事を書くにあたって調べて初めて知りました。埼玉県民歌は、昭和17年(1942)大政翼賛会埼玉県支部と県の共同で作られましたが、戦後はその制定経緯が問題視され、3年後の昭和20年(1945)に廃止されてしまったそうです。

その後、昭和40年(1965)、埼玉県国体のために新しい県歌が制定されました。現在は県庁の仕事始めや埼玉県民の日記念式典で歌われ、また埼玉県庁舎では毎日始業時間前に庁内放送を通じて、埼玉県歌を流しているようですし、電話の待ち受けには県立浦和第一女子高校の合唱で県歌を流しています。

◎埼玉県歌：https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/6032/363430_1.mp3

似たようなことでしょうか、山形県生まれの家内も山形県民の歌「最上川」を知らないといえます。昭和天皇の作詞になる曲で家内の母校の合唱団がうたったものがネットにアップされていますが…

◎山形県民の歌「最上川」：https://www.pref.yamagata.jp/documents/905/song_chorus.mp3

このように思いのほか住民に浸透していない都道府県民歌ですが、近頃ではサッカーなどのスポーツ応援に活用する例も見られるようになり、少しずつ認知され始めてきたのではないのでしょうか。

宮崎県では、住民に知ってもらう方策として、平成26年(2014)6月から、JR宮崎駅構内コンコースで、「宮崎県民歌」を放送しているといえます。現在も続いているのでしょうか。駅など多くの人が集まる場所で流せば効果が期待できます。「宮崎県民歌」は昭和38年(1963)、置県80周年を記念して、歌詞を全国から公募して作られました。

◎宮崎県民歌：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/5990/000080811.mp3>

❖ 都道府県民歌を持たない府県、複数持つ都道県

大阪府、広島県、大分県は府県民歌を持っておらず、いっぽうで、富山県、山梨県、静岡県、山口県、佐賀県などは複数の曲を持っているといえます。複数ある場合の多くは、制定や指定された時期が異なっており、古いものがそのままになっているということです。たとえば、宮城県では、戦前の県民歌がありましたが、そのまま残して「愛唱歌」とし、戦後に新たに県民歌を制定したといえます。また、山形県の「スポーツ県民歌『月山の雪』」のようにスポーツに限定した曲を別に制定し、様々な機会に演奏するケースもあります。

◎山形県「スポーツ県民歌」：PRO WiND 023 テレワーク大合奏：

<https://www.youtube.com/watch?v=eAUDi1CBESw>

◎山形県「スポーツ県民歌」モンテディオ山形の応援にて：

<https://www.youtube.com/watch?v=ZgLBynIafHY>

また、埼玉県・千葉県・奈良県・福岡県・長崎県などでは、県民歌とは別に県民音頭が制定されています。

❖ 稀有の存在 長野県歌《信濃の国》

令和4年(2022)4月13～14日、長野県伊那総合文化会館で行われた「**信州アルプスシニア合唱祭ゴールデンウェーブin伊那2022**」に、筆者は彩の国プラチナ混声合唱団として出演しました。(合唱祭の詳細は[こちら](#)をご覧ください。)

驚いたことに、この大会の全体合唱では**長野県歌《信濃の国》**がうたわれたのです。県外からの参加があるような合唱祭では、ふつうは誰でも一度や二度歌ったことがある愛唱歌的な曲を選ぶかと思いますが、長野県民で知らぬ人はないといわれる《信濃の国》は、全国に広まっていると思ひ込むほどきつとポピュラーなものなのでしょう。県歌に対するこのような誇りは、他所ではみられないもので、その浸透ぶりはよく取り沙汰されるほどです。

伊那市のある長野県南部一帯は、天竜川に沿って南北に伸びる盆地で、伊那盆地や伊那平とも呼ばれます。歌詞は6番までありますが、冒頭を紹介します。

信濃の国は十州に 堺連ねる国にして
そび 聳ゆる山はいや高く 流るる川はいや遠し
 松本伊那佐久善光寺 四つの平は肥沃の地
 海こそなけれ物さわに よろず 万足らわぬ事ぞなき …

「十州」とは、越後国（新潟）、上野国（群馬）、武蔵国（埼玉）、甲斐国（山梨）、駿河国・遠江国（静岡）、三河国（愛知）、美濃国・飛騨国（岐阜）、越中国（富山）の十国と国境を接していることを指します。現在では8県が該当します。「四つの平」とは、松本平、伊那平、佐久平、善光寺平という肥沃な四つの平地のことで、海こそない山国ではあるものの、なんの不足もない豊かな実り多い土地であるという誇りを表しています。

❖ 県民歌よりうたわれる《横浜市歌》

『市の歌』を歌えますか」と題する一文が、『文化としての日本のうた』（後述の資料参照）に掲載されています。

長野県のように「県民なら歌えて当然」という県民歌があるいっぽうで、逆に神奈川県では昭和23年(1948)に作られた県民歌「光あらたに」よりも、明治42年(1909)、横浜港開港50周年記念祝祭にて披露された森鷗外（森林太郎）が作詞し、当時の東京音楽学校（現東京藝術大学）助教授の南能衛よしえが作曲した「横浜市歌」の方が圧倒的に広く知られているようです。

「横浜市歌」の特徴は、曲が先に作られ、詞をあとから付けたことでしょうか。当時の作曲法としては異例でしたが、鷗外によれば「填詞とって支那にある」ということでした。さらに特徴的なのは、詞は三節からなっていますが、有節歌曲（楽曲は一節で終わりあとは繰り返す）の形を取らないことでした。第一と三節は同形で中間の第二節が異なるA—B—Aというめずらしい形となっています。

◎神奈川県民歌「光あらたに」:

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/41679/gassyou.mp3>

◎横浜市歌:

<https://www.youtube.com/watch?v=pGDGrZBr7tI>

❖ 筆者の地元埼玉県久喜市の歌《笑顔のまち永遠なれ》

都道府県民歌は一部を除いてほぼ固定されているのに比べ「市歌」となると、制定の自由度も高く、統合や合併により変動することも多く、実態の把握は困難といえます。固定的ではないだけに、時代背景を映すという特徴があります。

また、作詞・作曲には多くの著名人が関わっています。作曲はやはり職業作曲家が担当していますが、歌詞は詩人や作詞家によらない場合が多く、公募によって決めることがしばしばあるようです。さらに平成以降は、クラシック系の音楽家からポピュラー系へと変わってきました。歌詞の文体も、文語調から口語調へと変わり、具体的な風物などからイメージを喚起するものへと変遷してきています。

筆者の地元埼玉県久喜市の歌《笑顔のまち永遠なれ》は、平成24年(2012)の4市町合併を記念して、ゴダイゴのタケカワユキヒデさんが作詞・作曲した曲です。作曲を委嘱した当時の市長田中暄^{けんじ}二さんは、筆者が団長を務める男声合唱団コール・グランツの元メンバーでした。

市歌制作にあたっては、市民から、市の歌にふさわしいイメージや単語をアンケート方式で募集し、それを参考にしました。久喜市は、長野県民歌《信濃の国》や横浜市歌で謳われているような観光地でもありませんし、いたってふつうの市ですから、歌詞は、主にそこに住む市民やそれによって支えられる街並みの景色などが中心に据えられています。

♪ いつも美しい思い ところに抱いて／信じる事の大切さ ずっと確かに／あたたかい気持ち
胸に 微笑みがうれしい／この街を愛して 幸せつかみたい／このふるさとに生きる人の／
喜び悲しみ感じて／いつも笑顔忘れないように／素晴らしい久喜市の栄光／永遠なれ…

◎埼玉県久喜市の歌《笑顔のまち永遠なれ》:

合唱版（埼玉県立久喜高校） <https://www.youtube.com/watch?v=ZX684gxvGms>

オーケストラ版 https://www.youtube.com/watch?v=D3_3YF4Ov9s

【参考資料】

「文化としての日本のうた」佐野 靖 杉本和寛 編著（2016年3月18日）

「歌う国民 唱歌、校歌、うたごえ」渡辺 裕著（2010年9月25日）



Back

音楽・合唱コーナーTOPへ

Home

HOME PAGEへ